

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

中国四国厚生局長

竹林經治

							駅前中村眼科	名 称
							岡山市北区駅前町一丁目三番地プラウドタワ―岡山二〇三	所 在 地
							令和八年九月一日	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 八月 二六 日

中国四国厚生局長

竹林
經治

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 八月 二六 日

中国四国厚生局長

竹林
經治

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

中国四国厚生局長

竹林經治

名	称	所	在	地	指
薬局日本メデイカルシステム	岡山店	岡山市北区駅前町一丁目三番一号―一〇四	令和八年九月一日		
エスマイル薬局まかべ店		総社市真壁赤根田二六一番五	〃		